

別記様式

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

		年 月 日	
鹿島地方事務組合 管理者		殿	
		届 出 者	
		住 所 _____ (電話 _____)	
		氏 名 _____	
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 又 は 取 扱 所 の 区 分
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日	第 号
設 置 場 所			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 の 職 務 及 び 組 織			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 に 対 す る 教 育			
在 庫 管 理 の 方 法			
危 険 物 の 漏 れ が 確 認 さ れ た 場 合 に 取 る べ き 措 置			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 備 考	

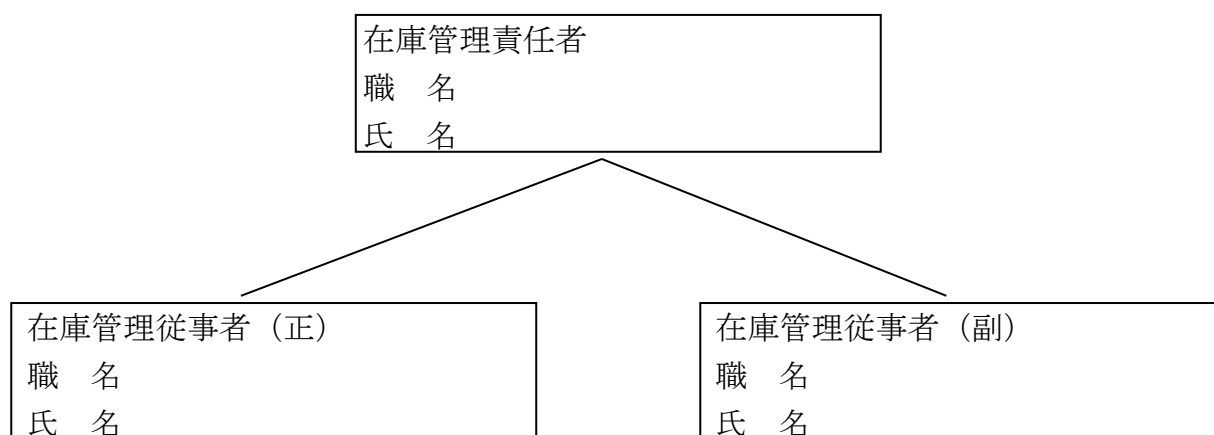
- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別添資料

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画書

1 在庫管理に従事する者の職務及び組織体制

在庫管理にあたり、在庫管理に係る責任者及び従事者を定め、管理が適正に実施される組織体制を整えなければならない。



2 在庫管理に従事する者に対する教育

在庫管理責任者は在庫管理従事者に対し、以下の教育を実施するものとする。

対象者	実施期間	内容
在庫管理従事者	1回/年 ※在庫管理従事者が交代した場合は、随時実施すること。	(1) 在庫管理義務に関する基本的事項 (2) 在庫管理の方法及び記入方法 (3) 漏えい検査管による漏れ確認及び記入方法 (4) 異常時の対応

3 在庫管理の方法等

(1) 漏えい検査管による漏れの確認を実施するとともに、危険物の貯蔵又は取扱量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に

1 回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 漏えい検査管による漏れの確認方法

漏えい検査管内の油分の確認を検査棒及び臭気により行う。

(3) 在庫管理の方法

ア 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ下記の測定機器・器具等を用いて行うこと。

(ア) 遠隔式液面計 (最小測定量)

地下貯蔵タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が、有線又は無線で遠隔通信されている液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測し記録保存する。

(イ) タンク直上式液面計 (最小測定量)

地下貯蔵タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。

計測に当たっては、液面計が設置されている地下貯蔵タンク上部の液面計の数値を直接読み取り、在庫量を記録保存する。

(ウ) 検尺棒 (最小測定量)

検尺棒は、地下貯蔵タンクの容量に対して1/100以上の精度のものを使用し、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測し記録保存する。

イ 在庫管理は、記録表により記録保存する。

4 危険物施設の異常の判断

(1) 在庫管理の異常

週1回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合は、異常と判断する。

(2) 漏えい検査管による漏れの確認時の異常

挿入した検査棒に著しい油分の付着が認められた場合は、異常と判断する。

5 危険物の漏れが確認された場合の対応

- (1) 在庫管理従事者は、在庫管理の結果異常が疑われる場合は、直ちに在庫管理責任者に報告する。
- (2) 在庫管理責任者は、在庫管理従事者から報告された「異常の疑い」が漏えいによる異常であると判断される場合は、速やかに鹿島地方事務組合消防本部予防課に報告するとともに、専門業者による点検を行う。
- (3) 在庫管理責任者は専門業者から異常の報告を受けた場合、鹿島地方事務組合消防本部予防課と相談の上、適切な修理・取替え等を計画し、速やかに措置を講じる。